

行政相談月間(9~10月)講座

相続対策していますか？  
「遺言書」でトラブル回避！

# ゆいごんしょ のこ 遺言書の書き方と遺し方

遺言書ってなに？ 遺言は誰のため？  
正しく書いて有効な遺言を作成するには？  
保管方法や費用は？  
知っておきたい基本のお話し!!

無料  
申込必要

## 10/16 (木) 13:30~(14:30)

 海南市役所 3階会議室 <定員50名>

第1部  
講座

「自筆遺言書保管制度について」(60分)

講師：和歌山地方法務局 供託課 遺言書保管官

<休憩10分>

\*第2部は、個別相談がある方の相談会場となります(16:30まで)

第2部  
自由参加

行政相談所開設 行政相談委員(海南市担当3名ほか)

行政へのお困りごと・苦情・要望などのご相談をお受けします

申込先 次をクリック → [申込フォーム](#)

TEL 073-483-8455 (市民交流課)

 090-3356-9562 (海南市委員)

FAX 073-487-3229

\*申込時に、お名前、連絡先(電話番号)をお知らせください。



申込用二次元コード



行政相談マスコット  
「キクーン」

主催：海南市担当行政相談委員 協力：海南市(市民交流課)

(総務省行政相談センター「きくみみ和歌山」)

9月の行政相談月間「行政相談所」は、9月4日(木)13:30~16:30(市役所1階ロビー)で開催します

## 「自筆証書遺言書」保管制について

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。  
自筆証書遺言は、**自書さえできれば遺言者本人のみで作成できる、  
手軽で自由度の高い**ものです。

しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、  
一部の相続人等により改ざんがされる等おそれが指摘されています。  
そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消する  
ための方策として、この制度が創設されました。



**高齢化の進展とともに、  
「終活」等が浸透しつつあるようですが、  
ご自身の財産をご家族等へ確実に託す方法の  
一つとして、  
自筆証書遺言を検討される方は、  
ぜひこの制度をご活用ください。**

## 行政相談月間とは

- 行政相談は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。
- 総務省では、令和6年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」としました。

この期間を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。  
ぜひ「行政相談」をご利用ください。

### 【定例相談所の開設日】

<b>海南会場</b>	毎月 第 2・4 金曜日	13:00~16:00 (海南保健福祉センター1階 相談室)
<b>下津会場</b>	毎月 10日*8月を除く	13:00~16:00 (下津保健福祉センター1階)

**行政苦情 110 番** (全国共通番号) ☎ **0570-090-110**

(受付時間: 平日 9時00分~16時45分)